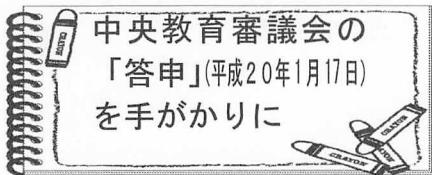


指導要領改訂のポイント

第4章は、今回の学習指導要領改訂の概要を述べながら、キーワードとなる言葉を解説したり、生活科や総合的な学習についての現行との相違点をとりあげたりしてまとめています。

当連盟の学習会等で使われました。

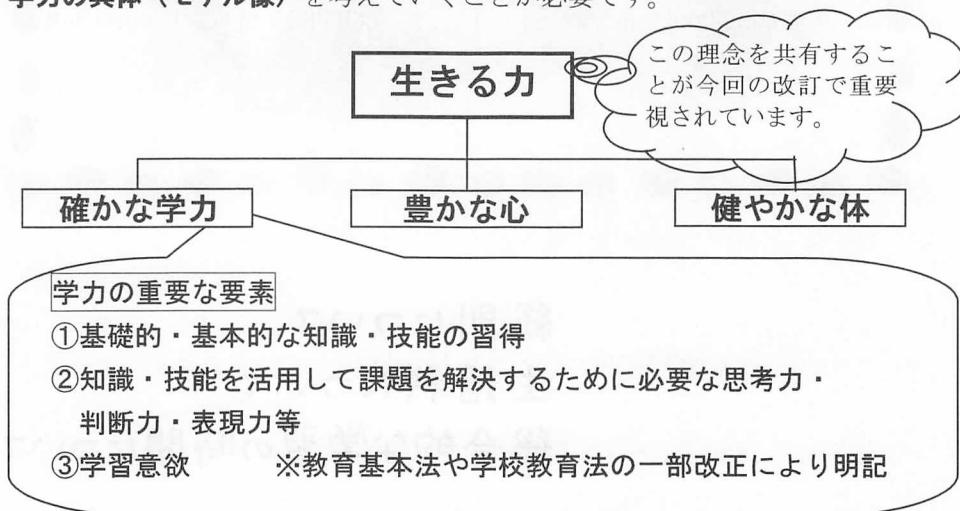


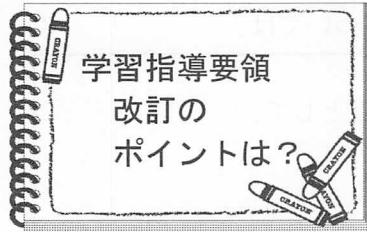
平成20年1月17日に『幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)』(※以下、答申)が公表されました。

この中で、新学習指導要領では、**現行学習指導要領の理念=「生きる力」**を継承していくことが明記されました。【答申 P8~10、P21~23 参照】

この背景には、現行ではその「理念を実現するための具体的な手立てが必ずしも十分ではなかったこと」【答申 P17】が指摘されています。従って、改訂にあたっては、「**生きる力をはぐくむことの必要性や生きる力の内容を教育関係者や保護者、社会の間で共有すること**は、今回の学習指導要領改訂に際してまず行わなければならないことである。」【答申 P22】と示されました。

さて、昨年6月の教育関連法規の改正に伴い、法規上定義された**「学力(※学力の重要な要素)」**については、答申の中で何度もふれられています。そこで完全実施(平成23年)までには、**学校としての教育像(教育課程)**と、**教科ごとにめざす学力の具体(モデル像)**を考えていくことが必要です。





学習指導要領の改訂のポイントは、「中央教育審議会 答申」(平成20年1月17日)の内容構成を見るとはつきりわかります。(下図参照)

新学習指導要領でめざしている教育像(子ども像とその手立て)については5章・7章、各教科等の改善については8章が参考になります。

中央教育審議会 答申(平成20年1月17日)の内容構成

これまでの経緯

1. 教育の目的とこれまでの学習指導要領改訂
2. 現行学習指導要領の理念
3. 子どもたちの現状と課題
4. 課題の背景・原因
- 5. 学習指導要領改訂の基本的な考え方**
6. 教育課程の基本的な枠組み
- 7. 教育内容に関する主な改善事項**
8. 各教科・科目等の内容
9. 教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等
10. 家庭や地域との連携・協力の推進と企業や大学等に求めるもの

目的(めざす子ども像)

手立て(内容や方法など)

5. 学習指導要領改訂の基本的な考え方

- (1) 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- (2) 「生きる力」という理念の共有
- (3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- (4) 思考力・判断力・表現力等の育成
- (5) 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- (6) 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- (7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

【答申 P21~29】

7. 教育内容に関する主な改善事項

- (1) 言語活動の充実
- (2) 理数教育の充実
- (3) 伝統や文化に関する教育の充実
- (4) 道徳教育の充実
- (5) 体験活動の充実
- (6) 小学校段階における外国語活動
- (7) 教科等を横断して改善すべき事項
○情報教育 ○環境教育 ○ものづくり
○キャリア教育 ○食育 ○安全教育
○心身の成長発達についての正しい理解

【答申 P52~69】

指導要領改訂のポイント

「5. 学習指導要領の基本的な考え方」の内容については、

特に、

「(3) 基礎的・基本的な知識・技能の習得」を基盤として、

「(4) 思考力・判断力・表現力等の育成」

「(6) 学習意欲の向上や学習習慣の確立」

および

「(7) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実」が重要と考えた。

【答申 P22 を要約】

と明記されている点なので、注目したいところです。

さて、答申の中から、学力や学習像を考えていく上で、**ポイントとなるキーワード**を以下に列挙してみました。これらの意味や意図、背景、そして、関連について考えてみることが必要です。

子ども像～育てたい力にかかわって

生きる力 確かな学力・豊かな心・健やかな体 ※現行の理念の継承

基礎・基本 (基礎的・基本的な知識・技能)

思考力・判断力・表現力等 ※知識・技能を活用するための力

言語の能力 ※思考力・判断力・表現力等の基盤

学習意欲

学習像～手立てにかかわって

○基礎的・基本的な

知識・技能の**習得** = 基盤

○習得した

知識・技能の**活用**

○自ら学び自ら考える力を

育む**探究**

※教科の役割

※総合の役割

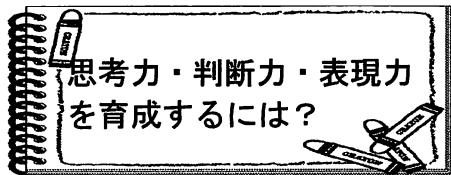
言語活動

「習得」「活用」「探究」の基盤

↑ 言語化

体験活動

体験の充実と言葉の重視という視点



今回の改訂において注目すべき点は、思考力・判断力・表現力等を育成する方策として、教科等と総合的な学習の時間の役割および関連を明示したことです。

思考力・判断力・表現力等を確実にはぐくむために、まず、各教科の指導の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を重視する必要がある。各教科におけるこのような取組があつてこそ総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動も充実するし、各教科の知識・技能の確実な定着にも結び付く。このように、各教科での習得や活用と総合的な学習の時間を中心とした探究は、決して一つの方向で進むだけではなく、例えば、知識・技能の活用や探究がその習得を促進するなど、相互に関連し合って力を伸ばしていくものである。

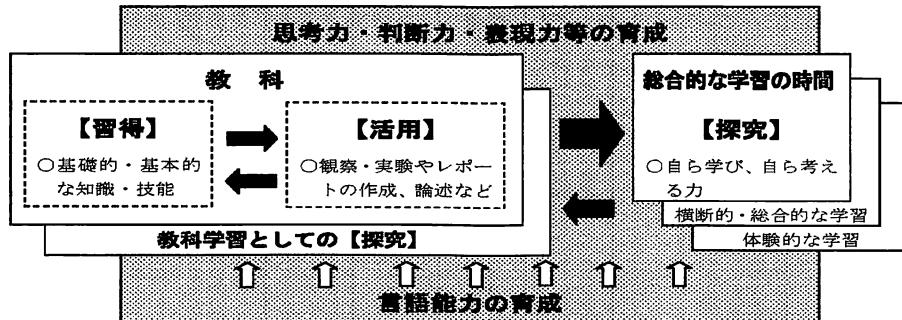
【答申 P24~25】

このように、教科等において基礎・基本を「習得」し、「習得」した知識や技能を「活用」するとともに、総合的な学習において「探究」活動に取り組むことが、思考力・判断力・表現力等につながると位置付いたのです。

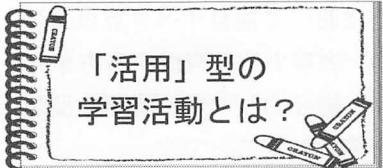
また、下図で示しているように、これら思考力・判断力・表現力等の基盤は「言語の能力」であるということも明示されています。【答申 P26】。後述しますが、「教育内容に関する主な改善事項」の第一項目に「言語活動の充実」が掲げられたのも、ここに理由があります。

教科等と総合的な学習の時間の役割と関連

教科等と総合的な学習の時間の役割と関連



指導要領改訂のポイント



「活用」型の学習活動とは？

活用型の学習は、総合的な学習の時間のねらいの一つでしたが、改訂では、基礎・基本の習得に加え、この活用型の学習を教科等に委ねることを意図し、教科時数が増加しました。

また答申では、**知識・技能の活用など思考力・判断力・表現力等をはぐくむための学習活動**の具体を「学習活動の分類（試み）」として提示しました。【答申 P25】

① 体験から感じ取ったことを表現する

- （例）・日常生活や体験的な学習活動の中で感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現する

② 事実を正確に理解し伝達する

- （例）・身近な動植物の観察や地域の公共施設等の見学の結果を記述・報告する

③ 概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする

- （例）・需要、供給などの概念で価格の変動をとらえて生産活動や消費活動に生かす
・衣食住や健康・安全に関する知識を活用して自分の生活を管理する

④ 情報を分析・評価し、論述する

- （例）・学習や生活上の課題について、事柄を比較する、分類する、関連付けるなど考えるための技法を活用し、課題を整理する

- ・文章や資料を読んだ上で、自分の知識や経験に照らし合わせて、自分なりの考えをまとめて、A4・1枚（1000字程度）といった所与の条件の中で表現する

- ・自然事象や社会的事象に関する様々な情報や意見をグラフや図表などから読み取ったり、これらを用いて分かりやすく表現したりする

- ・自国や他国の歴史・文化・社会などについて調べ、分析したことを論述する

⑤ 課題について、構想を立て実践し、評価・改善する

- （例）・理科の調査研究において、仮説を立てて、観察・実験を行い、その結果を整理し、考察し、まとめ、表現したり改善したりする

- ・芸術表現やものづくり等において、構想を練り、創作活動を行い、その結果を評価し、工夫・改善する

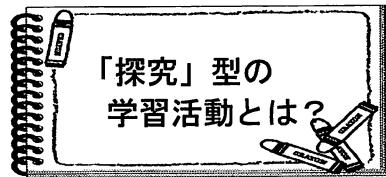
⑥ 互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる

- （例）・予想や仮説の検証方法を考察する場面で、予想や仮説と検証方法を討論しながら考えを深め合う

- ・将来の予測に関する問題などにおいて、問答やディベートの形式を用いて議論を深め、より高次の解決策に至る経験をさせる

【答申 P25】

教科等で「習得」した基礎的・基本的な知識・技能を実際に「活用」していくことが、これから教科学習の役割になります。



総合的な学習の時間の役割として示された「探究」型の学習活動について、答申では、具体的にふれられていません。

『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(平成20年6月)において、「探究的な学習」の考え方方が示されました。

さて、今回の改訂にも影響を与えた「PISA調査(PISA型読解力)」は、

自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力

と定義されています。【参考：文部科学省『読解力向上に関する指導資料』(H17)】

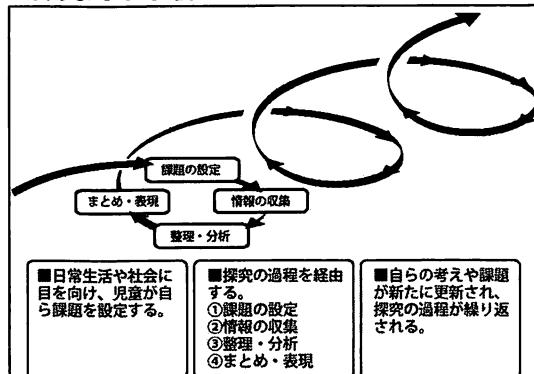
簡単に言うと、「考える力」を中核として、「読む力」「書く力」を総合的かつ実用的に高めた国語力や言語活用能力と表すこともできます。

読解のプロセス(PISA調査)	
情報の取り出し	テキストに書かれている情報を正確に取り出す。
解釈	書かれた情報がどのような意味を持つかを理解したり、推論したりする。
熟考・評価	テキストに書かれていることを知識や考え方、経験と結び付ける。

【参考：文部科学省『読解力向上に関する指導資料』(H17)】

探究的な学習における児童の学習の姿

このPISA型読解力(読解プロセス)を参考に、『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』では、総合的な学習の時間のねらいに即して、「探究的な学習」の考え方方が右図のように示されました。



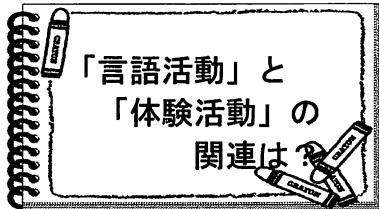
【『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』P16】

指導要領改訂のポイント

ここで、留意したいことは、探究的な学習は、「問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動」と定義されていることです。探究の過程を経由して、自らの考えや課題が新たに更新され、探究の過程が繰り返されるような単元構成を考えていくことが大切になります。

総合的な学習の時間における「探究的な学習」	
①課題の設定	体験的な活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ。
②情報の収集	必要な情報を取り出したり収集したりする。
③整理・分析	収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
④まとめ・表現	気付きや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

【参考：文部科学省『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(H20)】



「各教科等における言語活動の充実は、今回の学習指導要領の改訂において各教科等を貫く重要な改善の視点である。」【答申 P53】と明記されています。

改善事項の解説の前文には、各教科等における言語活動の充実にかかわって、

- 子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには、レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する学習活動を各教科で行い、言語の能力を高める必要がある。
- 言語の能力は、子どもたちが他者や社会とかかわる上でも必要な力である。

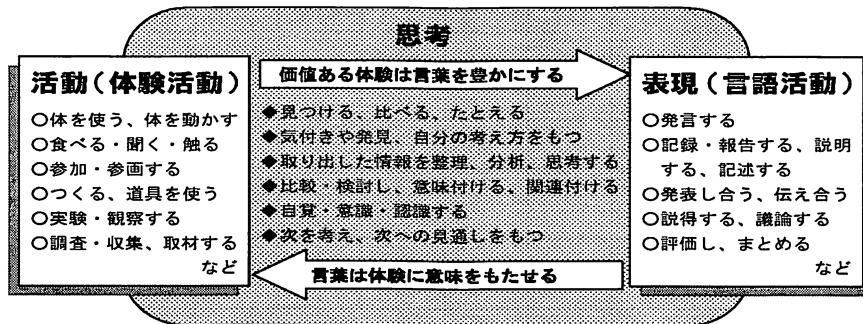
とふれています。【答申 P52】

いわゆる「国語力」「読解力」「言語の能力」などは、国語科を中心として、各教科・領域において総合的に育成していく必要があります。

さて、答申の中では、各教科等における言語活動を例示【次ページ参照】していますが、言語活動のみが単独で扱われることはありません。言語活動のきっかけや意図として、**体験活動**（見学や調査、実験や観察、製作活動、表現活動など）が取り入れられることが多くあります。

子どもにとって**価値のある体験活動**があれば、「言いたい」「聞きたい」「書きたい」という意欲となって**言語活動の質（内容）が豊かになる**はずです。その際、「習得」してきた言語能力（話す・聞く・書くための知識や技能）を「活用」することで、思考と表現が一体化した学びが生まれます。

「活動」と「思考」、「表現」の一体化（イメージ）



指導要領改訂のポイント

言語活動については、現在の各教科の内容、PISA調査（読解力や数学的・科学的リテラシーなど）、言語に関する専門家などの意見をもとに、知識・技能の活用など思考力・判断力・表現力等をはぐくむための学習活動について、次のような学習活動の分類（試み）が提示されました。

○各教科等においては、このような国語科で培った能力を基本に、
知的活動の基盤という言語の役割の観点からは、例えば、

- ・観察・実験や社会見学のレポートにおいて、視点を明確にして、観察したり見学したりした事象の差異点や共通点をとらえて記録・報告する
(理科、社会等)
- ・比較や分類、関連付けといった考えるための技法、帰納的な考え方や演绎的な考え方などを活用して説明する
(算数・数学、理科等)
- ・仮説を立てて観察・実験を行い、その結果を評価し、まとめて表現する
(理科等)

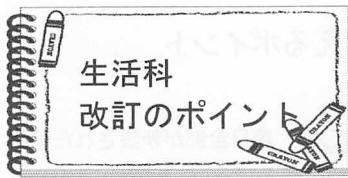
など、それぞれの教科等の知識・技能を活用する学習活動を充実することが重要である。

また、コミュニケーションや感性・情緒の基盤という言語の役割に関しては、例えば、

- ・体験から感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを使って表現する
(音楽、図画工作、美術、体育等)
- ・体験活動を振り返り、そこから学んだことを記述する
(生活、特別活動等)
- ・合唱や合奏、球技やダンスなどの集団的活動や身体表現などを通じて他者と伝え合ったり、共感したりする
(音楽、体育等)
- ・験したことや調べたことをまとめ、発表し合う
(家庭、技術・家庭、特別活動、総合的な学習の時間等)
- ・討論・討議などにより意見の異なる人を説得したり、協同的に議論して集団としての意見をまとめたりする
(道徳、特別活動等)

などを重視する必要があります。

【答申 P53~54】

**生活科****改訂のポイント****課題③**

科学的な見方や考え方の基礎を養う

課題①

活動や体験を通して気付きの質を高める

課題②

活動や体験についての思考と表現の一体化

課題④

安全や自然事象について体験的に学ぶ

課題⑤

小1 プロブレムへの対応、幼児教育との連携

伝え合う活動の重視

身近な人と伝え合う活動を通して、人とかわるよさを実感し、進んで交流できるようにする。

安全な登下校に関する指導の充実

安全を守っている人々になどに关心をもつとともに、自分自身の安全について意識させる。

動物や植物の継続的な飼育・栽培

動物や植物を2年継続してかかわり、自然の素晴らしさや生命の尊さに気付かせる。

自分自身についての理解を深める

自分のよさや可能性に気付き、意欲と自信をもって生活することができるようとする。

気付きの質を高める

活動や体験を振り返り、気付いたことをもとに考えるなど、多様な学習活動を取り入れる。

面白さや不思議さに気付くものづくり

遊びに使うものを工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気付かせる。

合科的・関連的な指導の工夫

生活科を核とした単元を構成したり、他教科等との関連を図る指導を工夫したりする。

幼児教育との連携

自分のよさや成長についての気付きを深めるために、幼児と一緒に学習活動を行う。

【改訂の基本方針】
人や社会、自然とかかわる活動を充実し、自分自身についての理解などを深める

《生活科の目標》

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに关心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

指導要領改訂のポイント

「生活科」の改訂のねらいや意図を考えるポイント

【下線部について】

〇〇〇 修正・変更した箇所 〇〇〇 新たに加わった箇所 〇〇〇 項目全部が新設された箇所

第2章 第5節 生 活	
第1目標	具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。
第2各学年の目標及び内容	<p>[第1学年及び第2学年]</p> <p>1 目 標</p> <p>(1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などとのかかわりに関心をもち、<u>地域のよさに気付き</u>、愛着をもつことができるようになるとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、<u>安全で適切な行動ができる</u>ようにする。</p> <p>(2) 自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心をもち、<u>自然のすばらしさに気付き</u>、自然を大切にしたり、自分たちの遊びや生活を工夫したりすることができるようとする。</p> <p>(3) <u>身近な人々、社会及び自然とのかかわりを深めることを通して、自分のよさや可能性に気付き、意欲と自信をもって生活する</u>ことができるようとする。</p> <p>(4) 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して<u>気付いたことや楽しかったことなどについて、言葉、絵、動作、劇化などの方法</u>により表現し、<u>考えることができる</u>ようとする。</p>

●目標については改訂されていない。この目標は、生活科の趣旨や理念を表したものである。この目標の一層の実現を図るため、人や社会、自然とかかわる活動を充実し、自分自身についての理解などを深めるよう改善を図ることが次項より示されている。

●自分と地域とのかかわりにおいて、地域のよさへの気付きを自分なりの地域観（地域への見方や考え方）につなげて考えさせたい。また、安全教育の一面として、自分自身の安全について意識させ、行動化につなげたい。

●自分と自然とのかかわりにおいて、自然の不思議さやおもしろさを体験的に実感する活動を通して、生命の尊さや自然事象について学ばせたい。

●【新設】改善の基本方針にある「自分自身についての理解を深める」ことが目標として示された。自分への気付きの質にもこだわりたい。

●思考と表現の一体化という低学年の発達段階を考慮し、活動や体験したことと言葉や絵で表して振り返り、そこでの気付きをもとに考えさせる指導も大事にしたい。

第2 各学年 の目標 及び 内容 (続 き)	<h2 data-bbox="197 196 335 226">2 内 容</h2> <p data-bbox="197 274 606 1759"> (1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようになるとともに、通学路の様子や<u>その安全を守っている人々</u>などに关心をもち、安全な登下校ができるようとする。 </p> <p data-bbox="197 611 606 840"> (2) 家庭生活を支えている家族のことや自分でできることなどについて考え、自分の役割を積極的に果たすとともに、規則正しく健康に気を付けて生活することができるようとする。 </p> <p data-bbox="197 884 606 1151"> (3) 自分たちの生活は地域で<u>生活したり働いたりしている人々</u>や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや<u>愛着</u>をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようとする。 </p> <p data-bbox="197 1196 606 1444"> (4) <u>公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあること</u>やそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようとする。 </p> <p data-bbox="197 1489 606 1759"> (5) 身近な自然を観察したり、季節や地域の行事にかかる活動を行ったりなどして、四季の変化や季節によって生活の様子が変わることに気付き、自分たちの生活を工夫したり楽しくしたりできるようとする。 </p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な登下校に関する指導の充実という観点から、通学路の様子を調べ、安全を守ってくれる人々に关心をもつとともに、自分自身の安全について意識し、行動化につなげたい。 ●改訂において変更はないが、自分自身のことについて考えるなど、自分のよさへの気付きの質を高める指導を大事にしたい。 ●地域への気付きだけでなく、地域における人的環境のよさを実感させたい。内容(8)に関連して、地域の多様な人々とかかわる中で、相手や立場に応じて適切に接する経験を積ませたい。 ●学校環境も含め、公共の意識を活動や体験を通して実感的にとらえさせることが大切である。また、道徳と関連させ、体験活動を通して公徳心をはぐくむなど、適切に指導したい。 ●自然事象に接する機会が乏しいという状況を踏まえ、内容(3)(6)(7)などとの関連も図り、様々な自然事象に継続的に直接ふれさせたい。また、同様に、様々な地域行事にかかわらせたい。

指導要領改訂のポイント

第2各学年の目標及び内容（続き）

- (6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりなどして、遊びや遊びに使う物を工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気付き、みんなで遊びを楽しむことができるようにする。
- (7) 動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に关心をもち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気付き、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする。
- (8) 自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い、身近な人々とかかわることの楽しさが分かり、進んで交流することができるようにする。
- (9) 自分自身の成長を振り返り、多くの人々の支えにより自分が大きくなつたこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かり、これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちをもつとともに、これから成長への願いをもって、意欲的に生活することができるようになる。

- 遊ぶことだけでなく、自然の不思議さや面白さを実感するよう、物を作る活動を取り入れることを重視している。その際、活動の工夫への見通しを吟味したい。
- 「生命の尊さを実感する学習活動」の充実という観点から、動物と植物双方を自分たちで継続的に育てるこことを重視している。
- 【新設】他の内容と関連させながら、活動や体験を通して気付いたことを伝え合うなど、生活科の特質を生かした言語活動を取り入れたい。
- 自分の特徴や可能性に気付き、自らの成長についての認識を深めたい。他の内容の学習活動においても、自分への気付きの質を高めるように、活動を振り返る観点に留意したい。また、自分の成長を実感できるように、幼児と一緒に活動を行うことも考えられる。

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 自分と地域の人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できるような学習活動を行うこととし、校外での活動を積極的に取り入れること。

(2) 第2の内容の(7)については、2学年にわたって取り扱うものとし、動物や植物へのかかわり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行いうようにすること。

(3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、生活科の特質に応じて適切な指導をすること。

●自然事象に直接触れることや、人と直接出会い、かかわるなど、校外学習のよさを生かしていきたい。

●内容(7)の条件として、動物や植物の選定にあたっては、かかわり方が深まるかどうか十分考慮したい。

●他教科等の内容を合わせて生活科を核とした単元を構成したり、他教科等においても、生活科と関連する内容を取り扱ったりする合科的・関連的な指導を重視したい。

●多様な体験活動を通して、人とのかかわりや自分への理解を深めるとともに、基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、自立への基礎を養いたい。

指導要領改訂のポイント

第3
指導
計画
の作
成と内
容の取
扱い
(続
き)

2 第2の内容の取扱いについて は、次の事項に配慮するものと する。

- (1) 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うよう学習活動を工夫すること。
- (2) 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えさせるため、見付ける、比べる、たとえるなどの多様な学習活動を工夫すること。
- (3) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようすること。
- (4) 生活上必要な習慣や技能の指導については、人、社会、自然及び自分自身にかかる学習活動の展開に即して行うようにすること。

- 人や社会、自然を一体的にとらえるという、低学年の特質を考慮し、一対象や一事象だけを取り上げないようにしたい。
- 気付きの質を高めることや、科学的なものの見方・考え方の基礎を養うことを考え、多様な学習活動を工夫したい。
- 他者理解を深めながら、相手や立場に応じて適切にかかわるなど、コミュニケーション能力の育成を図りたい。
- 習慣や技能は、学習活動の展開に応じて適時指導することとし、習慣や技能の習得のみを単独に取り上げて指導しない。

【参考資料】中央教育審議会答申を読む

～「生活科」の改訂の背景を考える～

中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）』（平成20年1月17日）には、「生活科」が改訂されるその背景として、課題となっていることや改善の方向性等が示されています。

平成20年3月に告示された学習指導要領における「生活科」の改訂のねらいや意図を考えていく手がかりとして、答申で示された内容を整理しました。

1. 「生活科」の課題（答申 P92注釈より抜粋）

- ▲ 学習活動が体験だけで終わっていることや、活動や体験を通して得られた気付きを質的に高める指導が十分に行われていない。
- ▲ 表現の出来映えのみを目指す学習活動が行われる傾向があり、表現によって活動や体験を振り返り考えるといった、思考と表現の一体化という低学年の特質を生かした指導が行われていない。
- ▲ 児童の知的好奇心を高め、科学的な見方・考え方の基礎を養うための指導の充実を図る必要がある。
- ▲ 児童の生活の安全・安心に対する懸念が広まる中、安全教育を充実することや、自然事象に接する機会が乏しくなってきている状況を踏まえ、生命の尊さや自然事象について体験的に学習することを重視する。
- ▲ 小1プロブレムなど、学校生活への適応を図ることが難しい児童の実態があることを受け、幼児教育と小学校教育との具体的な連携を図る。

2. 「生活科」の改善の基本方針

（同P92～93「（Ⅰ）改善の基本方針」より抜粋）

- 生活科については、その課題を踏まえ、具体的な活動や体験を通して、人や社会、自然とのかかわりに関心をもち、自分自身について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせるといったその趣旨の一層の実現を図るために、人や社会、自然とかかわる活動を充実し、自分自身についての理解などを深めるよう改善を図る。

指導要領改訂のポイント

- 気付きの質を高め、活動や体験を一層充実するための学習活動を重視する。また、科学的な見方・考え方の基礎を養う観点から、自然の不思議さや面白さを実感する学習活動を取り入れる。
- 児童を取り巻く環境の変化を考慮し、安全教育を充実することや自然の素晴らしさ、生命の尊さを実感する学習活動を充実する。また、小学校における教科学習への円滑な接続のための指導を一層充実するとともに、幼児教育との連携を図り、異年齢での教育活動を一層推進する。

3. 「生活科」の改善の具体的事項

(同「(i) 改善の具体的事項」より抜粋)

- ◆ 自分の特徴や可能性に気付き、自らの成長についての認識を深めたり、気付きをもとに考えたりすることなどのように、児童の気付きを質的に高めるよう改善を図る。その際、例えば、見付ける、比べる、たとえるなどの多様な学習活動の充実に配慮する。
- ◆ 身の回りの人とのかかわりや自分自身のことについて考えるために、活動や体験したことを振り返り、自分なりに整理したり、そこでの気付き等を他の人たちと伝え合ったりする学習活動を充実する。その際、活動や体験したことを言葉や絵で表す表現活動を一層重視する。
- ◆ 中学年以降の理科の学習を視野に入れて、児童が自然の不思議さや面白さを実感するよう、遊びを工夫したり遊びに使うものを工夫して作ったりする学習活動を充実する。例えば、動くおもちゃを工夫して作って遊ぶ活動、ものを水に溶かして遊ぶ活動、風を使って遊ぶ活動などを行うよう配慮する。
- ◆ 通学路の様子を調べ、安全を守ってくれる人々に关心をもつなど、安全な登下校に関する指導の充実に配慮する。また、自然に直接触れる体験や動物と植物の双方を自分たちで継続的に育てることを重視するなど、自然の素晴らしさや生命の尊さを実感する指導の充実に配慮する。
- ◆ 幼児教育から小学校への円滑な接続を図る観点から、入学当初をはじめとして、生活科が中心的な役割を担いつつ、他教科等の内容を合わせて生活科を核とした単元を構成したり、他教科等においても、生活科と関連する内容を取り扱ったりする合科的・関連的な指導の一層の充実を図る。また、児童が自らの成長を実感できるよう低学年の児童が幼児と一緒に学習活動を行うことなどに配慮するとともに、教師の相互交流を通じて、指導内容や指導方法について理解を深めることも重要である。

**課題①**

総合的な学習の趣旨や理念の達成

課題②

小学校と中学校の学習活動の例示

課題③

総合的な学習の時間のねらいの明確化

課題④

育てたい力等の視点の例示

課題⑤

(学習指導要領における)
学習活動の示し方

課題⑥

教科等との関連の整理

ねらいの明確化

教科横断的・総合的な学習、
探究的な学習を行うことをねら
いとして明確化する。

**育てようとする力等の
視点の例示**

学習方法、自分自身、
他者や社会とのかかわ
り等、例示された視点を
参照して設定する。

**中学校の学習活動との
重複を避ける**

地域の人々の暮ら
し、伝統や文化につい
ての学習活動を取り入
れる。

**問題の解決や
探究的な活動を通す**

国際理解や情報に関
する学習では、探究的な
学習を取り入れる。

**他者と協同的に取り組む
態度を育てる**

友達や地域の人と協同し
て課題を解決しようとする
学習活動を重視する。

言語活動の充実

言語により分析し、
まとめ・表現する活動
を重視する。

改訂の基本方針
教科等の枠を超えた横
断的・総合的な学習
探究的な活動となるよ
う 探 機
充 実 を 図 る

**全体計画と
年間指導計画の作成**

組織的に全体計画と
指導計画を作成し、点
検・評価する。

《総合的な学習の時間のねらい》

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より
よく問題を解決する資質や能力を育てる。

指導要領改訂のポイント

「総合的な学習の時間」 改訂のねらいや意図を考えるポイント

第5章 総合的な学習の時間	
第1 目標	<p><u>横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、</u>自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、<u>協同的</u>に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようとする。</p>
第2 各学校において定める目標及び内容	<p>1 目標 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。</p> <p>2 内容 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。</p>
第3 指導計画の作成と内容の取扱い	<p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) <u>全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、</u>学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。</p> <p>(2) 地域や学校、児童の実態等に応じて、<u>教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、</u>児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。</p>

●これまでの「ねらい」が「目標」として集約された。教科等との混同を避けるため、総合的な学習の時間の役割として、「横断的・総合的な学習」「探究的な学習」が強調された。また、他者と協同して問題を解決しようとする態度が付加された。

●「第1 目標」を踏まえると、「問題を解決する資質や能力」「学び方やものの考え方」「主体的、創造的、協同的な態度」を視点として、「自己の生き方を考える」ことをめざした目標を設定することが考えられる。

●「第1 目標」を踏まえることに加え、次の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」を参照し、実生活や実社会とのかかわりを重視して考える。

●学校として組織的に「全体計画」「年間指導計画」を作成するなど、教育課程における位置付けを明確にしなければならない。また、実施状況についての点検・評価も考えていきたい。

●総合的な学習の時間が担う「探究的な学習」の役割が再度示された。「児童の興味・関心等に基づく学習」については、安易に子ども任せにならないように留意したい。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い (続き)	<p>(3) 第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。</p> <p>(4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。</p> <p>(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などをを行うこと。</p> <p>(6) 各教科、道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。</p> <p>(7) 各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。</p> <p>(8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。</p> <p>(9) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。</p>
------------------------------	---

- 【新設】学ぶ意義や目的意識を明確にするため、実生活や実社会とのかかわりを重視すること。
- 【新設】各学校の取組の差を改善するために、「学び方」「自己理解」「協同的な学び」の視点が例示された。答申の「改善の具体的な事項」を参照したい。
- 中学校の取組との重複を避けるため、「地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題」が例示として加えられた。「職業や自己の将来に関する課題」については、中学校の学習活動として例示された。
- これまでの「ねらい(3)」が配慮事項として位置付けられた。総合的な学習の時間においても、教科等の知識や技能を活用する学習活動を取り入れたい。
- 【新設】教科の補充学習や学校行事等と混同した活動は行わない。また、外国語活動を単独で取り上げて指導しないように留意したい。
- 名称については、子どもたちとの共通理解（共有化）を図りたい。
- 【新設】多様な学習活動の中で、きまりの遵守や他者理解、他者との協同的な態度をはぐくみ、自己の生き方にについての考えを一層深められるよう指導を工夫する。

指導要領改訂のポイント

第3
指導
計画
の作成
と内
容の
取扱い
（続
き）

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
 - (2) 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
 - (3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
 - (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。
 - (5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
 - (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
 - (7) 国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
 - (8) 情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。

- 「全体計画」「年間指導計画」に示された目標と内容に則って、指導を行うことに留意したい。
- 【新設】探究的な学習のプロセスとして、他者と協同して取り組むことや、言語活動を位置付けることが示された。
- 多様な体験活動の取り入れることや、教科等の知識や技能を効果的に活用するなどの多様な学習活動を位置付けることが大切である。
- 【新設】学習活動が体験活動だけで終わらないように留意する。探究的な学習におけるその意味を吟味し、体験活動を適切に位置付けたい。
- 互いに教え合い学び合う学習活動や地域の人との意見交換など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を工夫して取り入れたい。
- 地域の人々と協同して課題を解決したり、課題の解決に向けて地域の活動に参加したりすることも考えられる。
- 「国際理解=外国語活動」と短絡的だとらえてはいけない。探究のプロセスを考慮し、多様な学習内容や学習活動を取り入れたい。
- スキル的なコンピュータ指導を単独で取り上げないように留意。あくまでも探究的な学習を通して、現代的課題として情報の意味について考えさせたい。

【参考資料】 中央教育審議会答申を読む

～「総合的な学習の時間」の改訂の背景を考える～

中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）』（平成20年1月17日）には、「総合的な学習の時間」が改訂されるその背景として、課題となっていることや改善の方向性等が示されている。

平成20年3月に告示された学習指導要領における「総合的な学習の時間」の改訂のねらいや意図を考えていく手がかりとして、答申で示された内容をここで整理したい。

1. 「総合的な学習の時間」の課題

（答申 P130注釈より抜粋）

- ▲ 総合的な学習の時間の実施状況を見ると、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られる。また、小学校と中学校とで同様の学習活動を行うなど、学校種間の取組の重複も見られる。
- ▲ こうした状況を改善するため、総合的な学習の時間のねらいを明確化するとともに、子どもたちに育てたい力（身に付けさせたい力）や学習活動の示し方について検討する必要がある。
- ▲ 総合的な学習の時間においては、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり、運動会の準備などと混同された実践が行われたりしている例も見られる。そこで、関連する教科内容との関係の整理、中学校の選択教科との関係の整理、特別活動との関係の整理を行う必要がある。

2. 「総合的な学習の時間」の改善の基本方針

（同P130～131「（Ⅰ）改善の基本方針」より抜粋）

- 総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるなどをねらいとすることから、思考力・判断力・表現力等が求められる「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たすものである。

指導要領改訂のポイント

総合的な学習の時間については、その課題を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うことを前提に、体験的な学習に配慮しつつ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動となるよう充実を図る。このような学習活動は、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむとともに、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得にも資するなど教科と一緒にあって子どもたちの力を伸ばすものである。

- 総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るために、総合的な学習の時間の趣旨等について、総則から取り出し新たに章立てをする。
- 総合的な学習の時間において、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり、運動会の準備などと混同された実践が行われたりしている例も見られることや学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善する必要がある。そのため、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得やその活用を図るために時間を確保することを前提に、総合的な学習の時間と各教科、選択教科、特別活動のそれぞれの役割を明確にし、これらの円滑な連携を図る観点から、総合的な学習の時間におけるねらいや育てたい力を明確にすることが求められる。なお、総合的な学習の時間が適切に実施されるためには、効果的な事例の情報提供や人材育成などの十分な条件整備と教師の創意工夫が不可欠であることは言うまでもない。
- 学校段階間の取組の重複の状況を改善するため、子どもたちの発達の段階を考慮し、各学校における実践を踏まえ、各学校段階の学習活動の例示を見直す。また、近接する小・中・高等学校間で情報交換を行うなど、学校段階間の連携について配慮する。

3. 「総合的な学習の時間」の改善の具体的な事項

(同答申 P131~132「(ii) 改善の具体的な事項」より抜粋)

- ◆ 総合的な学習の時間のねらいについては、小・中・高等学校共通なものとし、子どもたちにとっての学ぶ意義や目的意識を明確にするため、日常生活における課題を発見し解決しようとするなど、実社会や実生活とのかかわりを重視する。また、総合的な学習の時間においては、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動を行うことをより明確にする。

- ◆ 学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善するため、総合的な学習の時間において育てたい力の視点を例示する。その際、例示する視点は、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどとする。

【注釈より】

「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」、「他者や社会とのかかわりに関すること」のそれぞれの視点から、考えられる育てたい力の例としては、次のようなものが考えられる

- ・学習方法に関すること：情報を収集し分析する力、分かりやすくまとめ表現する力など
 - ・自分自身に関すること：自らの行為について意思決定する力、自らの生活の在り方を考える力など
 - ・他者や社会とのかかわりに関すること：他者と協同して課題を解決する力、課題の解決に向けて社会活動に参加する態度など
- こうした力をより具体化すると、例えば、地域の川を対象として環境問題について探究する活動では、次のように考えられる。
- ・学習方法に関すること：生息している生物を採取し、他の川と比較するなどして分析する、分かったことなどをグラフや地図に表すなど
 - ・自分自身に関すること：日常生活において、川にゴミを捨てない、生活排水を少なくするなど、自らの生活を見直し身の回りの環境問題に関して意思決定し行動しようとするなど
 - ・他者や社会とのかかわりに関すること：他の子どもと協力して調査したり、地域の人々から話を聞いたりして探究する、地域の人々と協力して川を守る活動に参画しようとするなど
- ◆ 各学校において、総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を、子どもたちの実態に応じて明確に定め、どのような力が身に付いたかを適切に評価する。
 - ◆ 学習活動の例示については、小学校では地域の人々の暮らし、伝統や文化に関する学習活動、中学校では職業や自己の将来に関する学習活動などを例示として加える。
 - ◆ 小学校において、国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるように配慮する。

指導要領改訂のポイント

- ◆ 小学校において、情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して、情報を受信し、収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるよう配慮する。
- ◆ 中学校において、職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して、自己の生き方を考えるなどの学習活動が行われるよう配慮する。
- ◆ 互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、言語により分析し、まとめ・表現する問題の解決や探究的な活動を重視する。その際、中学校修了段階において、学習の成果を論文としてまとめることなどにも配慮する。
- ◆ 各学校における総合的な学習の時間の学習活動が一層適切に行われるよう、効果的な事例の情報提供やコーディネートの役割を果たす人材の育成、地域の教育力の活用などの支援策の充実を図り、十分な条件整備を行う必要がある。
- ◆ 教育委員会の指導、助言の下、各学校においては、総合的な学習の時間の趣旨やねらいを踏まえた適切な学習活動が行われるよう、学校全体として組織的に取り組み、指導計画や指導体制、実施状況について、点検・評価することを推進する。